

佐波川渇水調整協議会 佐波川渇水タイムライン

令和4年3月1日 運用開始

事前渇水行動計画(佐波川 通年)

2ダム 利水容量	2ダム 利水容量率	渇水の状況	調整の目安	河川管理者 ダム管理者	水道及び工業用水事業者	かんがい事業者
2,570万㎡ ～ 1,285万㎡	100% ～ 50%	渇水発生前 1,285万㎡ 50%程度	平時 佐波川ダム、島地川ダム、いずれかのダムが利水容量の50%を下まわる恐れのある場合 ※2ダム間で確保流量の協議 利水量が2ダム利水容量の50%を下まわる恐れのある場合 渇水調整会議開催(第1回) ※節水率、節水時期について協議 節水率 10%	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など 【適正な河川管理】 ◇2ダム間協議参加(ダム管理者) ◇渇水調整協議会への参加(第1回) ※許可水利量より0%→10%節水	【平時からの適正な施設管理】 ◇取水・送配水施設の点検・整備 ◇施設等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など 【情報提供】 ◇利水者への情報提供 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整会議への参加(第1回) ◇上水・工水 第1次取水制限(1,285万㎡を下回るとき) ※許可水利量より0%→10%節水	【平時からの適正な施設処理】 ◇施設等の水回りの整備・点検 【事前行動:情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率など 【情報提供】 ◇利水者への情報提供 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 【渇水対策の推進】 ◇農家への節水呼びかけ ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整会議への参加(第1回) ◇農水 第1次取水制限(1,285万㎡を下回るとき) ※許可水利量より0%→10%節水
1,285万㎡ ～ 771万㎡	50%程度 ～ 30%程度	渇水調整期 771万㎡ 30%程度	貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況 渇水調整会議開催(第2回) ※節水率、節水時期について協議 節水率 10%→20%	【適正な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整協議会への参加(第2回) ※許可水利量より10%→20%節水 ◇被害情報等の収集	【情報提供】 ◇利水者への情報提供 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 ◇水源の状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇異常渇水に備えた体制整備 ◇渇水調整会議への参加(第2回) ◇上水・工水 第2次取水制限(771万㎡を下回るとき) ※許可水利量より10%→20%節水	【情報提供】 ◇利水者への情報提供 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率などの収集及びダムの水位及び河川水位の監視 【渇水対策の推進】 ◇農家への節水呼びかけ ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・見回り等の実施 ・バルブ調節、ゲート調整 ◇渇水調整会議への参加(第2回) ◇農水 第2次取水制限(771万㎡を下回るとき) ※許可水利量より10%→20%節水
771万㎡ ～ 514万㎡	30%程度 ～ 20%程度	異常渇水期 514万㎡ 20%程度	貯水率の減少が深刻度を増し、段階的に水利利用の制限を強化している状況 渇水調整会議開催(第3回) ※節水率、節水時期について協議 節水率 20%→30%	【適切な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整会議への参加(第3回) ※許可水利量より20%→30%節水 ◇被害情報等の収集	【渇水対策強化】 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第3回) ◇上水・工水 第3次取水制限(514万㎡を下回るとき) ※許可水利量より20%→30%節水	【渇水対策強化】 ◇農家への節水呼びかけ強化 ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・見回り等の実施 ・バルブ調節、ゲート調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第3回) ◇農水 第3次取水制限(514万㎡を下回るとき) ※許可水利量より20%→30%節水
514万㎡ ～ 257万㎡	20%程度 ～ 10%程度	異常渇水期 257万㎡ 10%程度	貯水率が概ねゼロの状況 渇水調整会議開催(第4回) ※節水率、節水時期について協議 ※特別渇水調整会議開催 ※節水率、節水時期について協議 節水率 30%→40%	【適切な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整会議への参加(第4回) ※許可水利量より30%→40%節水 ◇被害情報等の収集	【渇水対策強化】 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第4回) ◇上水・工水 第4次取水制限(257万㎡を下回るとき) ※許可水利量より30%→40%節水	【渇水対策強化】 ◇農家への節水呼びかけ強化 ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・見回り等の実施強化 ・バルブ調節、ゲート調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第4回) ◇農水 第4次取水制限(257万㎡を下回るとき) ※許可水利量より30%→40%節水
257万㎡ ～ 0㎡	10%程度 ～ 0%程度	異常渇水期 0万㎡ 0%程度	貯水率が概ねゼロ又はゼロの状況 渇水調整会議開催(第5回) ※節水率、節水時期について協議 ※特別渇水調整会議開催 ※節水率、節水時期について協議 節水率 40%もしくは利水量-節水率表外の節水	【適切な河川管理】 ◇適正な利水補給、河川環境の確認 ◇渇水調整会議への参加(第5回) ※許可水利量より40%節水もしくは利水量-節水率表外の節水 ◇被害情報等の収集	【渇水対策強化】 ◇利水者への節水呼びかけ等の強化 ◇利水者との調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第5回) ◇上水・工水 第5次取水制限(貯留された水が枯渇) ※許可水利量より40%節水もしくは利水量-節水率表外の節水	【渇水対策強化】 ◇農家への節水呼びかけ強化 ◇異常渇水に備えた体制整備 ・被害情報の収集 ・見回り等の実施強化 ・バルブ調節、ゲート調整強化 ◇渇水調整会議への参加(第5回) ◇農水 第4次取水制限(貯留された水が枯渇) ※許可水利量より40%節水もしくは利水量-節水率表外の節水

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「佐波川ダム・島地川ダムの貯水率」に応じて想定される対策、行動を示したものです。
※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとなりますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととなります。